

斜里町公共施設再生可能エネルギー  
発電設備導入調査委託事業  
公募型プロポーザル実施要領

令和 5年4月

斜里町 総務部環境課

斜里町公共施設再生可能エネルギー発電設備導入調査委託事業  
公募型プロポーザル実施要領

1. 事業名

斜里町公共施設再生可能エネルギー発電設備導入調査委託事業

2. 趣旨

当町では、世代を超えた気候変動対策の推進に取り組むべく、COOL CHOICE周知を通じた環境教育等に取り組み、脱炭素社会実現に向けた機運醸成・環境整備に努めてきた。

また、地域の脱炭素を進めるため「斜里町再生可能エネルギー導入戦略」を策定した。政府は脱炭素ロードマップ等に位置付けた率先導入目標を掲げ各種取組をすすめており、斜里町においても「斜里町再生可能エネルギー導入戦略」において公共施設の再エネ・省エネ設備の率先導入を掲げて取組を進めていく事としている。

本事業は公共施設における再生可能エネルギー導入可能性等の調査・分析を行うことを目的として実施する。

この実施要領は、事業実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により必要知識及び専門的技術力、企画力を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

3. 実施概要

(1) 事業名：斜里町公共施設再生可能エネルギー発電設備導入調査委託事業

(2) 必須業務内容

- ①考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む）の調査・検討
- ②発電設備の導入による建築等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討
- ③発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討
- ④再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や導入手法、設置コストの調査・検討

上記以外の調査・検討の提案は妨げないものとする。

(3) 業務場所

斜里町域一円及び、町が指定した場所

(4) 事業スケジュール

現段階における事業のスケジュールは以下のとおりである。尚、契約候補者との協議により変更することがある。

- ① 業務期間：令和5年6月下旬～令和6年1月上旬（予定）
- (5) 提案金額  
13,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。
- (6) 留意事項  
本事業は、契約候補者を選定するために行うものである。  
提案金額については、契約金額の限度を示すものであり、町がこの金額で契約するものではない。また、市場価格等の変動を踏まえ、協議の上決定するものである。  
本事業については「令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用しての事業とし、事業実施については上記補助金採択及び、斜里町補正予算成立が条件となるため、契約候補者として指名された場合においても、契約に至らない可能性がある。

#### 4. 応募条件

##### (1) 応募者

応募者の資格要件は次のとおりとする。

なお、複数の事業者で構成される共同企業体で応募する場合は、①～③の要件を共同企業体として満たし、かつ、④～⑦の要件をすべての構成者が満たしていなければならない。

- ①応募者（共同企業体の場合は代表者）は、下記のいずれかに該当する者であること。
- ア. 民間企業
  - イ. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
  - ウ. 法律により直接設立された法人
- ②応募者は、本業務に資する以下の事業実績を有していること。
- ア. 建築物及び野立て設置太陽光発電設置に関するFS調査（可能性調査 等）
- ③応募者は、本業務に資する以下の事業実施が可能であること。
- ア. 小水力発電設備設置に関するFS調査（可能性調査 等）
  - イ. 建築物の構造計算
- ④応募者（共同企業体の場合は全ての構成組織）は、令和5年度・6年度斜里町入札参加資格名簿に登録されていること。登録がされていない場合は、提案書の参加表明受付期限までに登録できる者であること。
- ⑤応募者は、北海道内に主たる事業所（本店・支店・営業所）を有し、かつ本業務担当

者が常駐していること。

⑥応募者は、本提案募集の内容を十分に遂行できる者であること。

⑦応募者は、事業を円滑に行うため迅速に対応ができる者であること。

### (3) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者または構成員になることはできない。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

②実施要領の配布日から提案書提出までの期間に、町が措置する指名停止の処分を受けている者。

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。

④民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者。

⑤会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始申立てをしている者。

⑥商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。

⑦納めるべき税金を滞納している者。

## 5. 契約事業者選定の流れ

### (1) 契約候補者の選定

契約候補者の選定は、参加事業者から提出される企画提案書等に基づき、斜里町公共施設再生可能エネルギー発電設備導入調査委託事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

### (2) 日程（予定）

項 目	日 程
プロポーザル公募開始（町HP掲載）	令和5年 4月24日（月）から
質問提出期限	令和5年 4月24日（月）から 令和5年 5月18日（木）まで
参加表明受付期限	令和5年 4月24日（月）から 令和5年 5月15日（月）まで
提案書の提出期限	令和5年 5月29日（月）まで
プレゼンテーション実施（予定）	令和5年 6月 2日（金）
審査結果公表	令和5年 6月中旬

詳細協議 ※1	令和5年 6月下旬
契約事業者の選定 ※2	令和5年 6月下旬以降

※1 詳細協議

契約候補者は、最終提案書の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、町との間で詳細協議をすすめるものとする。

※2 契約事業者の選定

契約候補者は、令和4年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）補助金採択及び、斜里町補正予算成立後、町との詳細協議が整えば契約を締結し、契約事業者となる。

契約候補者との協議が整わない場合には、次点候補者と詳細協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約までの費用については、契約候補者または次点候補者の負担とする。

(3) 質問

①質問方法

電子メール及びFAXで提出すること。

件名を「【質問書】（参加資格または提案書）斜里町公共施設再生可能エネルギー発電設備導入調査委託事業（企業名）」とすること。

②提出先

斜里町環境課生活環境係

E-Mail : sh.kankyo@town.shari.hokkaido.jp

FAX : 0152-23-4150

③質問受付期間

令和5年5月18日（木）まで

（ただし、受信確認は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時30分までとする。）

④質問への回答

随時、電子メールまたはFAXで回答する。

なお、提案書に関する質問は、斜里町ホームページに回答を掲載（質問者名は除く）し、質問事項が重複していると町が判断したものは、整理して回答する。

本件の趣旨から離れている質問へは回答しない。

6. 参加表明書及び提案書の提出について

応募者または応募者の構成員は、以下のア～カの書類に書類符号を記した表紙と

インデックスを付け、ファイル等に綴じたものを10部（正本1部、副本9部）提出すること。

## （1）参加表明書

### ①提出書類

ア. 参加表明書【様式1】（企業体の場合は代表者名）

イ. 構成企業届【様式2】

特定事業共同企業体競争入札等参加資格審査申請書【様式2-1】

※企業体の場合

※応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ. 企業概要【様式3】（全構成組織）

会社名、代表者名、所在地、電話番号、資本金、従業員数、設立年、事業内容、その他

エ. 業務実績報告書【様式4】（全構成組織）

※様式4の内容全てを網羅している場合は別紙での提出も可とする。

オ. 経営資料等 ※企業体の場合は全構成企業分

a 業種に関する許可、登録を証明する書類もしくは、受付日前3ヶ月以内の商業登記簿謄本の写し

b 各社の定款または寄付行為状況

c 各社の経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）

d 各社の業務内容が分かるパンフレット等

e 各社の直近1年間の納税証明書の写し

国税：法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税は、国税通則法施行規則別紙第8号様式その3の3

f 各社の委任状（支店・営業所の長に契約締結等の権限委任の場合）

g 印鑑証明書（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）の写し

### ②提出期限

令和5年 5月15日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時30分までとする。）

## （2）提案書

①提案及び提案書は「斜里町公共施設再生可能エネルギー発電設備導入調査委託事業公募型プロポーザル実施要領」及び「斜里町公共施設再生可能エネルギー発電設備導入調査委託事業仕様書」に基づき作成等を行うこと。

①提出書類【様式5】及び下記別紙（任意様式）

ア. 事業実施方針（任意様式）

イ. 斜里町公共施設再生可能エネルギー発電設備導入調査委託事業に関する提案  
（任意様式）

ウ. 事業工程表（任意様式）

エ. 事業費積算書（様式6）

②提出期限

令和5年 5月29日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時30分までとする。）

（3）作成要領

①使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、

全て横書きとする。フォントは見やすいフォントとして11ポイント以上とすること。

②各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。

（4）提出方法

持参または郵送

（配達確認ができるもので、令和5年5月29日午後5時30分 総務部環境課必着）

（5）提出先

〒099-4192

北海道斜里郡斜里町本町12番地

斜里町役場 総務部環境課 電 話：0152-26-8217

F A X：0152-23-4150

（6）参加を辞退する場合

応募者が「斜里町公共施設再生可能エネルギー発電設備導入調査委託事業」公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和5年 5月29日までに辞退届（任意様式）を提出すること。

## 7. 選考方法

（1）評価について

評価については、提出された企画提案書をもとに審査委員会にて総合的に評価し、契約候補者及び次点候補者を選定する。

## (2) 評価基準

評価は、企画提案書の内容、プレゼンテーションの内容、質疑の内容等を元に判断し、以下の項目に基づき採点を行うものとする。

評価項目	評価事項	事項配点	項目配点
①事業者の概要	・ 事業者の姿勢 ・ 業務を円滑に遂行できる体制・経営基盤		15
②業務実績	・ 過去に行った業務実績		25
③業務内容	・ 業務工程（スケジュール） ・ 業務内容の独自性・優位性 ・ 自然環境保全の視点	5	30
		10	
		15	
④成果物	・ 納入予定成果物の内容		20
⑤プレゼン・ヒアリング	・ 説明、質問に対する受け答えの的確性、説得力		5
⑥提案金額	・ 提案内容に対して見積金額の適正度合		5
合計			100

(3) 書類審査は、参加表明書及び提案書を用いて審査を行う。

## (4) プレゼンテーションの実施

- ①審査委員会において、提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。
- ②プレゼンテーションの日程は、令和5年6月 2日（金）を予定とし、時間及び場所については、提案者への電子メール等で通知する。
- ③プレゼンテーションの方法は、審査委員に対して提案説明（30分以内）、審査委員から提案者への質疑と応答（20分程度）を提案者ごとに行う。
- ④プレゼンテーションは提出した提案書に基づき、提案書を使用し行うものとし、提案書の記載部を明らかにし行うこと。
- ⑤プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に連絡をすること。
- ⑥参加申込が1件の場合等、プレゼンテーションの実施を必要としないと認めたときは、プレゼンテーションは行わず、提案者の書類審査によることができることとする。
- ⑦応募者が多数の場合、提出した提案書等を審査しプレゼンテーション実施する者を決定する。これらの決定については応募者へ電子メール等で通知する。

## (5) 選考結果

選考結果については、選考後速やかに応募者全員に直接文書で通知する。また、町ホームページにて、契約候補者及び次点候補者名を発表する。

電話や口頭、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。



なお、応募者が1社の場合、書類選考のみで契約候補者を決定する場合がある。

## 8. 納入成果品の取り扱い

成果品として納入する物品等の所有権及び著作権等は斜里町に帰属するものとする。

## 9. 契約締結

契約は、契約事業者と随意契約により契約締結するものとし、契約等に関する事務手続きは、町の条例及び規則等の定めるところによるものとする。

契約候補者の提出した提案書等に基づき、仕様及び予定価格を設定し、改めて見積書の提出を依頼するものとする。

## 10. 留意事項

### (1) 応募に関する留意事項

#### ①費用負担

応募に関する全ての書類作成及び本応募に関する一切の費用については、応募者の負担とする。

#### ②提出書類の取り扱い

ア. 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。

イ. 提出書類は返却しない。

ウ. 斜里町は、参加者に無断で「斜里町公共施設再生可能エネルギー発電設備導入調査委託事業」以外の目的で提出書類を使用し、情報を漏らすことはない。

ただし、斜里町情報公開条例により、第三者から情報公開の請求があった場合は、提出された書類を公開する場合がある。

#### ③特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案、意匠権、商標登録等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護された第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

#### ④町からの提供書類の取り扱い

町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

#### ⑤応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことはできない。

#### ⑥構成員の変更禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、代表

事業者以外の構成員の変更の場合は、町と協議を行い、町がこれを認めたときはこの限りではない。なお、この場合でも参加資格確認申請時点で応募者の資格要件を満たしているものとする。

⑦提出書類について

町の指示によらない提出書類の変更、差し替え、再提出、返却には応じないものとする。

⑧提出期限の問い合わせには応じない。

⑨郵便、電子メール等の通信事故については、町は一切の責任を負わない。

(2) 評価、選定に関する留意事項

①次のいずれかに該当する場合は、失格とする。また、場合によっては指名停止処分とする。

ア. 虚偽の記載や不正が認められた場合や、重要な事実について記載しなかった場合。

イ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

ウ. 本実施要領に違反すると認められた場合。

エ. 不正な手段を用いて本事業を誹謗または事業の公正な進行を妨げた場合。

オ. 「斜里町公共施設再生可能エネルギー発電設備導入調査委託事業」の見積金額が提案上限を超えている場合。

②必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

③審査経過については、一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(3) 事業実施に関する留意事項

①誠実な業務遂行

ア. 契約事業者は、実施要領及び配布資料諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。

イ. 業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、町との間で誠意をもって協議すること。

ウ. 業務の遂行上知り得た内容は、他人に漏らさないこと。

②事業契約期間中の事業者との関わり

契約事業者は、事業者の責により事業を遂行する。町は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

③事業の継続が困難となった場合における措置

ア. 契約事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合またはその恐れが生じた場合、町は契約事業者に対して改善勧告を行い、期間を定

めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、契約事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、町は、契約事業者との契約を解除することができるものとする。

- イ. 契約事業者が倒産し、または契約事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、町は契約事業者との契約を解除することができる。
- ウ. 上のアまたはイにより契約を解除した場合には、契約事業者は、町に生じた損害を賠償しなければならない。
- エ. 不可抗力その他、町または契約事業者の責に帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、町と契約事業者は、事業継続の可否について協議する。